



令和5年10月1日 インボイス制度開始

～消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度～

インボイス発行事業者は**消費税の申告**が必要となります

※基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

2割特例

新たに課税事業者になられた方には、
売上金額を集計すれば、**手軽に納税額が計算できる特例**があります。

2割特例の手引き



自宅でe-Tax

e-Taxを使うと自宅やオフィスから申告ができます。なお、**個人事業者の方は、確定申告書作成コーナー**で、
手軽に申告書が作成できます。

<法人向け>

e-Tax

ホームページ



<個人向け>

確定申告書等

作成コーナー



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

インボイス
コールセンター **0120 - 205 - 553** (無料)
9:00～17:00 (土日祝除く)

国税庁HPの「**インボイス制度に関する相談窓口一覧表**」に、
補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめて
いますので、まずはお気軽にお問い合わせください。

相談窓口一覧表



国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和5年10月)

登録を受けるかお悩みの方へ



- インボイスを交付するためには、インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。

登録は任意のため、売上先からインボイスを求められるかどうかなどご自身の事業実態に合わせて登録をご検討ください。

なお、消費者や免税事業者等である売上先は、

インボイスの保存を必要としません。

- 登録申請を行う場合は、早期に登録通知を受けることができる**e-Taxをご利用ください。**

- 課税事業者の方は原則として登録を受けた日から、免税事業者の方は登録申請の際に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することで、その**登録希望日から登録を受けることができます。**

- 登録のご検討に当たっては、**国税庁HPの情報ガイド、各種説明会・登録要否相談会、オンライン説明会**をご活用ください。

インボイス制度
の説明会



お問い合わせが多いご質問など



- **お問い合わせが多いご質問などを国税庁HPで掲載**しています。

登録申請を行ったが、登録番号の通知がない場合の売手の対応やその場合における買手の対応等を公表しております。

お問い合わせが多い
ご質問など



補助金など支援策について知りたい方へ



インボイス対応に必要なITツール導入を支援する補助金制度や小規模事業者持続化補助金などの支援策があります。

詳しくは中小企業庁のHPをご確認ください。

中小企業庁
リーフレット



インボイス制度を詳しく知りたい方へ

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続、消費税の申告手続に関する情報等を掲載しています。

インボイス制度を機に新たに消費税の申告が必要となる事業者の方もこちらをご確認ください。

インボイス制度
特設サイト

